

債務者財産の開示制度の実効性の向上に関する
要綱案の取りまとめに向けた検討（２）

３ 公的機関から債務者財産に関する情報を取得する制度の新設

（１）制度の対象となる第三者と情報の範囲

ア 不動産に関する情報取得

登記所（不動産登記法第６条第１項）から、土地又は建物について登記された債務者の所有権等に関する情報を取得する制度を設けるものとする。この場合に取得すべき情報の範囲については、不動産に対する強制執行の申立てをするのに必要となる事項とするものとする。

イ 給与債権（勤務先）に関する情報取得

市町村（特別区を含む。）又は厚生年金保険の実施機関（以下「市町村等」という。）から、債務者の給与債権（勤務先）に関する情報を取得する制度を設けるものとする。この場合に取得すべき情報の範囲については、債務者に給与の支払をする者の氏名又は名称及び住所とするものとする。

（２）不動産に関する情報取得の要件

ア 執行裁判所は、次のいずれかに該当するときは、執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者の申立てにより、登記所に対し、債務者の不動産に関する情報提供を命ずる旨の決定をしなければならないものとする。ただし、当該執行力のある債務名義に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでないものとする。

（ア）強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（申立ての日より６月以上前に終了したものを除く。）において、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得ることができなかったとき。

（イ）知れている財産に対する強制執行を実施しても、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得られないことの疎明があったとき。

イ 執行裁判所は、次のいずれかに該当するときは、債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者の申立てにより、登記所に対し、債務者の不動産に関する情報提供を命ずる旨の決定をしなければならないものとする。

（ア）強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（申立ての日より６月以上前に終了したものを除く。）において、申立人が当該先取特権の被担保債権の完全な弁済を得ることができなかったとき。

（イ）知れている財産に対する担保権の実行を実施しても、申立人が前記（ア）

の被担保債権の完全な弁済を得られないことの疎明があったとき。

ウ 前記ア又はイによる情報取得の申立ては、その申立ての日前３年以内に財産開示手続が実施された場合（当該財産開示手続において民事執行法第２００条の規定により債務者の陳述義務の一部が免除された場合を除く。）でなければ、することができないものとする。

(3) 給与債権（勤務先）に関する情報取得の要件

ア 執行裁判所は、次のいずれかに該当するときは、執行力のある債務名義の正本を有する民事執行法第１５１条の２第１項各号に掲げる義務に係る請求権又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権の債権者の申立てにより、市町村等に対し、債務者の給与債権（勤務先）に関する情報提供を命ずる旨の決定をしなければならないものとする。ただし、当該執行力のある債務名義に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでないものとする。

(ア) 強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（申立ての日より６月以上前に終了したものを除く。）において、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得ることができなかったとき。

(イ) 知れている財産に対する強制執行を実施しても、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得られないことの疎明があったとき。

イ 前記アによる情報取得の申立ては、その申立ての日前３年以内に財産開示手続が実施された場合（当該財産開示手続において民事執行法第２００条の規定により債務者の陳述義務の一部が免除された場合を除く。）でなければ、することができないものとする。

(4) 手続の概要

ア 公的機関（登記所及び市町村等をいう。以下同じ。）からの情報取得の手続については、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、この普通裁判籍がないときは公的機関の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄するものとする。

イ 公的機関からの情報取得の申立てについての裁判に対する不服申立て（執行抗告）の規定を設けるほか、この手続に関する所要の規定を整備するものとする。

(5) 回答の送付先等

ア 情報提供を命じられた公的機関の回答は、執行裁判所に対してするものとする。

イ 前記アの回答がされたときは、執行裁判所は、申立人及び債務者に回答書の写しを送付しなければならないものとする。

(※) 上記提案と異なり、前記アの回答がされたときは、執行裁判所は、申立人に回答書の写しを送付し、債務者に回答があった旨を通知しな

ければならないものとする考え方がある。

ウ 登記所からの情報取得の手續に係る事件の記録中の登記所の回答に関する部分についての閲覧等の請求（民事執行法第17条）は、次に掲げる者に限り、することができるものとする。

(ア) 申立人

(イ) 債務者に対する金銭債権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者

(ロ) 債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者

(ハ) 債務者

(ニ) 当該回答をした登記所

エ 市町村等からの情報取得の手續に係る事件の記録中の市町村等の回答に関する部分についての閲覧等の請求（民事執行法第17条）は、次に掲げる者に限り、することができるものとする。

(ア) 申立人

(イ) 債務者に対する民事執行法第151条の2第1項各号に掲げる義務に係る請求権又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者

(ロ) 債務者

(ハ) 当該回答をした市町村等

(6) 費用の負担

民事執行法第42条（第2項を除く。）の規定は、公的機関からの情報取得の手續について準用するものとする。

(7) 情報の保護

ア 情報の目的外利用の制限

(ア) 申立人は、公的機関からの情報取得の手續において得られた債務者の不動産又は給与債権（勤務先）に関する情報を、当該債務者に対する債権をその本旨に従って行使する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならないものとする。

(イ) 前記(5)ウ(イ)若しくは(ロ)又はエ(イ)に掲げる者であつて、公的機関からの情報取得の手續に係る事件の記録中の公的機関の回答に関する部分の情報を得たものは、当該情報を当該事件の債務者に対する債権をその本旨に従って行使する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならないものとする。

イ 目的外利用に対する罰則

前記アの債務者の不動産又は給与債権（勤務先）に関する情報を目的外に利用し、又は提供した場合について、所要の罰則を設けるものとする。

(説明)

1 制度の対象となる第三者と情報の範囲

(1) 不動産に関する情報取得 (本文(1)ア)

ア 情報取得の必要性

民事執行法の改正に関する中間試案（以下「試案」という。）第1の2(2)イでは、公的機関からの情報取得として、債務者の給与債権に関する情報（勤務先の名称及び所在地）を取得する制度を新設することが提案されているが、部会のこれまでの議論や意見募集の結果においては、これに加えて、債務者の不動産（民事執行法第43条第1項参照）に関する情報を登記所（不動産登記法第6条第1項）から取得することできるようにすべきであるとの意見があった。

この意見は、その根拠として、不動産が一般に価値の大きい財産であるとの認識を前提として、債権回収のために債務者の不動産に対する強制執行の申立てをすることが必要（重要）である場面があることや、不動産に対する強制執行の申立てをするためには、債権者において強制執行の目的とする不動産を特定しなければならないとされているにもかかわらず、現状において、債権者がその特定のための調査することは必ずしも容易ではないことを指摘するものと思われる。

そこで、不動産に関する情報取得の必要性について、どのように考えるか。

イ 個人情報保護の必要性等との関係

公的機関から情報を取得する制度の創設を検討するに当たっては、この制度の対象となる情報に債務者の個人情報が含まれることを踏まえ、公的機関の保有する情報は、「法令に基づく場合」を除き、本来の目的以外の目的に利用することが禁止されていることとの関係が問題となるほか、これらの情報を保有している公的機関の職員が負っている守秘義務との関係が問題となる（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条第1項）。登記所における登記記録については、「何人も」登記事項証明書の交付請求をすることができる」とされているところではあるが（不動産登記法第119条第1項）、この交付請求は、「一筆の土地又は一個の建物ごとに」作成された登記記録（同法第2条第5号等参照）を対象とするものであるから、ある者が登記名義人となっている不動産を網羅した形で債務者の不動産に関する情報を提供することを許容しているわけではないと考えられる。そのため、債務者の不動産に関する情報を登記所から取得する制度を設けるに当たっても、不動産登記法が想定しない登記記録の利用を前提とするものであると考えられることから、その目的外利用を「法令に基づく場合」（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条第1項）として許容し得るかが問題と

なり得る。

公的機関の保有する情報の目的外利用が許容されることとなる「法令に基づく場合」としては、一般に、各法令の立法目的から個人情報の利用することに合理性が認められる場合が想定されており、この合理性については、その情報取得の必要性が特に高く、かつ、これにより得られる利益が個人情報保護により得られる利益を上回るといえるかという観点から検討する必要があると考えられる。

部会のこれまでの議論においては、この情報取得の必要性について前記アのと通りの指摘がされたほか、「個人情報保護により得られる利益」の評価については、例えば、公的機関からの情報取得に先行して財産開示手続の実施決定がされている場面では、債務者自身がその情報についての陳述義務を負い、債権者は財産開示期日において債務者に質問をすることができるのであることに加え、当該手続における債務者の手続違背が罰則の対象となっているのであるから、このような場面では債務者の不動産に関する情報を債権者との関係で保護する利益が相対的に小さいとの指摘があった。

そこで、債務者の不動産に関する情報を公的機関から取得することと、当該情報（ここでは登記記録である。）に含まれる債務者の個人情報保護の必要性等との関係について、どのように考えるか。

ウ 制度の対象となる情報の範囲

不動産についての権利には様々な種類のものがあるが、強制執行の準備としてその情報を取得する必要性が高いものとしては、まずは、土地又は建物についての所有権が考えられる。

また、不動産登記法により登記することができる権利のうち、強制執行の手続において、民事執行法第43条により不動産とみなされるもの（不動産の共有持分、登記された地上権、永小作権及び採石権（注1）並びにこれらの権利の共有持分）については、これらが不動産に対する強制執行（不動産執行）の対象となることを考慮すれば、不動産の所有権についての情報が制度の対象となるのであればこれと同様に、情報取得の必要性があるとの指摘があり得る。他方で、情報提供を命じられることとなる登記所の実務上の対応能力との関係で、債務者のこれらの権利に関する情報を網羅的な形で回答することができるか否かについては、引き続き検討が必要ではないかとの指摘があり得る。

なお、不動産について登記することができる権利としては、地役権や抵当権等の担保物権があるが、地役権は用役地から独立して強制執行の目的とすることはできず（民法第281条）、また、抵当権等の担保物権は被担保債権から独立して強制執行の目的とすることができないと解されていることを踏まえれば、その情報取得の必要性は、必ずしも高いとはいえないのではな

いかとの指摘があり得る。

そこで、この制度の対象とすべき不動産に関する情報の範囲について、どのように考えるか。

(2) 給与債権（勤務先）に関する情報取得（本文(1)イ）

ア 情報取得の必要性

公的機関から、債務者の給与債権を差し押さえるために必要となる勤務先に関する情報を取得する制度を設けることについては、平成15年改正の際には見送られたが、近時、債務者の勤務先に関する情報取得の必要性が特に高い場面があるとの指摘がされている。すなわち、債務者が個人であるケースではその最も重要な財産が給与債権であることが少なくないが、債権者にとっては、債務者の勤務先を把握することが必ずしも容易ではないとの指摘がされている。また、近時、養育費等の扶養義務に係る請求権や一定の損害賠償請求権の履行確保の必要性の観点から、給与債権の差押えを容易にすることが求められているとの指摘がある。

試案では、このような指摘を踏まえ、一定の公的機関から給与債権に債権に関する情報を取得する制度を新たに設けることが提案されている。

イ 個人情報保護の必要性等との関係

公的機関から情報を取得する制度の創設を検討するに当たっては、この制度の対象となる情報に債務者の個人情報が含まれることを踏まえ、公的機関の保有する情報は、法令に基づく場合を除き、本来の目的以外の目的に利用することが禁止されていることとの関係が問題となるほか、これらの情報を保有している公的機関の職員が負っている守秘義務との関係が問題となる。

例えば、市町村が地方税の賦課徴収等のために保有している情報については、地方税法第22条により職員の守秘義務が定められている。これらの情報の取扱いに関しては、私人の秘密がみだりに外部に提供されてしまうとすれば当該私人の権利利益が侵害されることとなるおそれがあるほか、税務当局が納税者や給与支払者等の自発的な協力により税務に関する情報を円滑に収集しようとするという現状の制度運用を維持することができなくなるおそれがあるとの指摘がある。このような問題意識から、守秘義務の対象となる税務関係情報の提供については、保護法益間の比較考量等を慎重に行った上で必要と認められる範囲内で対応されている（注2）。

部会のこれまでの議論においては、この情報取得の必要性について前記アのとおり指摘がされたほか、「個人情報保護により得られる利益」の評価については、例えば、公的機関からの情報取得に先行して財産開示手続の実施決定がされている場面では、債務者自身がその情報についての陳述義務を負い、債権者は財産開示期日において債務者に質問をすることができることに加え、当該手続における債務者の手続違背が罰則の対象となっているので

あるから、このような場面では債務者の勤務先に関する情報を債権者との関係で保護する利益が相対的に小さいとの指摘があった。

これらを踏まえ、債務者の給与債権（勤務先）に関する情報を公的機関から取得することと、当該情報に含まれる債務者の個人情報保護の必要性等との関係について、どのように考えるか。

ウ 制度の対象となる公的機関の範囲

部会のこれまでの議論では、債務者の勤務先に関する情報を保有している公的機関としては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）や厚生年金保険の実施機関（厚生年金保険法第2条の5参照）が考えられるのではないかととの指摘があった。そこで、本文(1)イでは、試みとして、このような指摘を踏まえた提案をしている。

これらの各公的機関は、地方税や厚生年金保険に関する事務を行うために必要な情報として、債務者の勤務先に関する情報を保有していると考えられるが、各公的機関が有している情報の範囲については、それぞれの事務の違いにより、差異があると思われる。例えば、各市町村は、当該市町村に住所がある（住民登録されている）給与所得者の勤務先に関する情報を有しているが、その情報は給与の支払をする者から毎年1月に提出される給与支払報告書（地方税法第317条の6第1項）等により得られるものであるから、ある者が当該勤務先での勤務を開始した時点と市町村がその事実を把握する時点との間には、ある程度の時間差があり得ると考えられる。

他方で、厚生年金保険の実施機関には、日本年金機構、国家公務員共済組合（20の共済組合がある）、国家公務員共済組合連合会（注3）、地方公務員共済組合（64の共済組合がある）（注4）、全国市町村職員共済組合連合会（注5）、地方公務員共済組合連合会（注6）、日本私立学校振興・共済事業団があるが、各実施機関は、それぞれ、当該実施機関の実施する事務に係る被保険者の情報を管理しており、当該実施機関の実施する事務に関係のない被保険者や厚生年金保険に加入していない者に関する情報を管理しているわけではない（注7）。さらに、厚生年金保険の実施機関のうち、例えば、地方公務員共済組合連合会は、組合員や年金受給権者に関する個人情報等を有しているわけではなく、また、国家公務員共済組合連合会は、年金給付業務に必要となる各組合員の所属共済組合については管理しているものの、その者の具体的な勤務先（所属官署）を管理しているわけではない。

そこで、本文(1)イでは、厚生年金保険の実施機関のいずれをこの制度の対象とするかについては明示していない。

なお、個別具体的な事案においては債権者がこの手続の申立てをする際には、このうちのどの公的機関からの情報取得を求めるのかを具体的に明らかにしなければならないものとするを想定している。

エ 制度の対象となる情報の範囲

市町村等は債務者の過去の勤務先に関する情報をも保有していることがあり得るが、ここで対象としている情報は、飽くまで債務者の給与債権の差押えのために必要となる事項であり、保有されている直近の勤務先に関する情報であれば足りると考えられる。

2 情報取得の要件（本文(2)及び(3)）

(1) 要件の定め方に関する考え方

公的機関から情報を取得する要件や手続の骨格を検討するに当たっては、現行の財産開示手続に関する規律や、部会資料17-1の本文2で取り上げた金融機関等から情報を取得する手続に関する規律を参考にしつつ検討することが考えられる。公的機関から情報を取得する手続も、強制執行の準備として行われるものであり、債務者のプライバシーや営業秘密等に属する情報の開示を求めるものである点で、財産開示手続や金融機関等から情報を取得する手続と同様の特質を有すると考えられるからである。

もっとも、公的機関から情報を取得する場面と金融機関等から情報を取得する場面とでは、その対象となる情報が異なり、また、対象となる情報に関する守秘義務の内容等が異なると思われるから、これらの違いに留意して検討する必要があると思われる。

(2) 情報取得のための基本的な要件（本文(2)ア及びイ並びに(3)ア）

公的機関から情報を取得する手続の基本的な要件としては、まず、財産開示手続の実施要件や金融機関等から情報を取得する手続の要件と同様に、①金銭債権についての強制執行の申立てに必要とされる債務名義が必要であること、②強制執行を開始するための一般的な要件が備わっていることに加えて、先に実施した強制執行の不奏功等の要件（民事執行法第197条第1項各号参照）が備わっていることを要するものとすることが考えられる。

公的機関から情報を取得する手続も、強制執行の準備として行われるものであり、債務者のプライバシーや営業秘密等に属する情報の開示を求めるものであると考えられるからである。

なお、第17回会議においては、債権者に知れている債務者の財産に対する強制執行を実施すれば、その完全な弁済を得ることができる場面であっても、債権者が、より容易に強制執行をすることができる財産を探索するために、第三者から情報を取得する手続を活用することができるようにすべきであるとの意見が示された。しかし、このような意見に対しては、先に実施した強制執行の不奏功等の要件を満たさない場面においては、財産開示手続において債務者が陳述義務を負うとは限らないこととなるため（民事執行法第197条第1項各号参照）、公的機関の保有する個人情報をも本来の目的以外の目的で裁判所に提供することを、正当化することができないのではないかと批判があり得る。

(3) 財産開示手続の前置（本文(2)ウ及び(3)イ）

ア 財産開示手続を前置する必要性

試案では、第三者から情報を取得する手続の申立てをするためには、先に財産開示手続が実施されている必要があるとする考え方が取り上げられている。

この考え方の根拠としては、まず、公的機関から情報を取得する手続において、公的機関が課される情報提供義務と公的機関が負っている守秘義務との関係を整理する観点から、公的機関に対して情報提供義務を負わせるためには、先行する財産開示手続において債務者が債務者財産に関する情報について開示義務を負うと確定的に判断されたこと（当該公的機関において債務者に対して守秘義務を負うべきものとする実質的な理由を失うに至ったと評価し得ること）が必要であるとの指摘がある。

また、情報提供を命じられる公的機関は債務名義に示された債権債務関係の直接の当事者ではないことを踏まえ、その回答に要する事務的な負担を軽減するという観点から、債務者自身の陳述による情報開示を先行させることで、公的機関に対して情報提供が命じられる機会がなるべく減少するようにすべきであるという指摘も考えられる。

さらに、現行の財産開示手続においては、債務者が債務者財産に関する情報についての開示義務の有無を争い、又はその開示義務の一部免除を求める機会があることを踏まえ（民事執行法第200条第1項）、債務者にその機会を与える観点から、財産開示手続を先行させるべきであるとの指摘も考えられる。

イ 金融機関等から情報を取得する手続との相違点

部会資料17-1では、金融機関等から債務者の預貯金債権等に関する情報を取得する手続においては、先に財産開示手続が実施されていなくても、この手続の申立てをすることができるものとした上で、情報提供を命ずる決定が債務者に告知される前であっても、金融機関等は情報提供を行うものとする考え方が取り上げられており、第17回会議では、このような考え方に概ね賛成する意見が多数であった。

このような考え方の根拠としては、①流動性の高い預貯金債権等に対する強制執行を行おうとする場面においては、債務者による財産隠しの危険を避けるため、債権者が、債務者に知られることなく第三者から情報を取得することができるようにすべきであるとの指摘、②金融機関等から情報を取得する手続により開示される情報が、特定の金融機関等における債務者の預貯金債権等の有無やその残高等に限られることから、これによって債務者が被る不利益が財産開示手続と比べて必ずしも大きくないとの指摘、③金融機関等から情報を取得する手続により開示される情報は、仮にその預貯金債

権等が差し押さえられれば、第三債務者である金融機関等が裁判所書記官からの陳述催告(民事執行法第147条第1項, 民事執行規則第150条の8)に基づいて債権の存否等を陳述しなければならないものであり(同規則第135条第1項等)、かつ、この場面においては債務者には事前の反論の機会とは与えられていない(民事執行法第145条第2項)との指摘がある。

そこで、これらの指摘が公的機関から情報を取得する場面でも当てはまるかについて検討してみると、まず、①公的機関から取得する情報は、不動産や給与債権(勤務先)に関する情報であり、一般に、これらは、預貯金債権等と比較して、その処分は、必ずしも容易であるとはいえないと考えられる。また、②給与債権(勤務先)に関する情報は、一般に、個人の職業内容を推知させるものであって、その私生活に密接に関連するものであり、給与債権(勤務先)に関する情報が知られることによる不利益の程度は、預貯金債権等に関する情報と比較して必ずしも小さいとはいえないため、複数の種類の財産を有する債務者にとっては、その開示義務の一部免除を求める機会(民事執行法第200条第1項)が重要な意義を持つ場面があるのではないかと指摘があり得る。加えて、③公的機関は、預貯金債権等の差し押えの場面における金融機関等とは異なり、不動産や給与債権に対する強制執行が実施されたとしても、何らかの陳述義務を負うわけではないとの指摘もあり得る。

これらの違いを考慮すると、仮に、金融機関等から情報を取得する手続では財産開示手続の前置を要求しないものとしても、公的機関から情報を取得する手続においては、前記アの各指摘を踏まえ、財産開示手続の前置を要するものとするのが相当であるとの考え方があり得る。

そこで、公的機関から情報を取得する手続と財産開示手続の先後関係について、どのように考えるか。

ウ 「財産開示手続が実施された」の意義

仮に、公的機関から情報を取得する手続の申立てをする要件として、先に財産開示手続が実施されたことが必要であるものとするのであれば、どのような場合に「財産開示手続が実施された」といえるのかを検討しておく必要があると思われる。

そして、この場面で財産開示手続の前置を要求する理由として、公的機関に課される情報提供義務と公的機関が負っている守秘義務との関係についての整理を重視する立場によれば、「財産開示手続が実施された」というためには、少なくとも、財産開示手続の実施決定が確定し、財産開示期日が指定されたことにより、債務者が現実に陳述する義務を果たすべき状況になっているといえることが必要であると考えられる。そして、例えば、財産開示期日に債務者が出頭せず又は陳述を拒んだことにより債務者財産に関する情

報を取得することができなかった場合や、財産開示期日において債務者がその財産に関する情報を陳述したものの、開示された財産に対する強制執行を実施しても債権者の債権の完全な弁済を得られない場合には、「財産開示手続が実施された」といえると考えられる。

もっとも、既に「財産開示手続が実施された」とされる場合であっても、その後、財産開示手続の再実施が制限される3年間が経過していれば、第三者からの情報取得に先立ち、改めて財産開示手続を行うのが相当であると考えられる。

また、財産開示期日において債務者がその財産の一部を開示した事案においては、債務者からの申立てにより民事執行法第200条による陳述義務の一部免除の決定がされる場合がある。財産開示手続の前置を要求する根拠として、債務者にこの一部免除の申立ての機会を与える必要性を重視する立場によれば、財産開示手続が実施されたとしても、一部免除の決定がされたのであれば、公的機関から情報を取得する手続の実施を認めるのは相当ではないとの考え方があり得る。

本文(2)ウ及び(3)イは、それぞれ、以上のような考え方を踏まえたものである。

(4) 給与債権に関する情報取得の申立てをすることができる者の範囲

ア この手続の申立てをすることができる者の範囲を検討するに当たっても、その対象となる情報に債務者の個人情報が含まれることを踏まえ、公的機関の保有する情報は、法令に基づく場合を除き、本来の目的以外の目的に利用することが禁止されていることとの関係を改めて検討する必要があるほか、これらの情報を保有している公的機関の職員が負っている守秘義務との関係についても改めて検討する必要がある。そして、この検討に当たっては、情報取得により得られる債権者の利益と個人情報保護により得られる債務者の利益を比較衡量する必要があると思われるが、公的機関の保有する情報の中でも、債務者の給与債権（勤務先）に関する情報については、その情報提供により債務者に与える不利益が特に大きいのではないかと懸念を前提に、給与債権（勤務先）に関する情報取得が認められるためには、請求債権の性質等に着目して、その履行確保のために給与債権（勤務先）に関する情報を確実に取得する必要性が特に高いといえる場面に限定する必要があるのではないかと考え方があり得る。

部会のこれまでの議論においても、公的機関の保有する情報の中でも、債務者の給与債権（勤務先）に関する情報については、その情報提供により債務者に与える不利益が特に大きいとして、その情報取得の要件を特に慎重に検討する必要があるのではないかと指摘があった。すなわち、この場合における債務者の不利益としては、例えば、債務者の給与の額が比

較的少額である事案においては、その差押えにより、債務者がその生活を維持することが困難となり得るといった指摘があり得るほか、意見募集の結果においては、その当否は措くとして、給与債権の差押えに伴う事実上の不利益として、債務者が当該勤務先を退職せざるを得なくなる実情もあり得るとの指摘があった。

イ 他方で、部会のこれまでの議論においては、近年では養育費の履行確保の必要性が強く認識されていることを前提に、その場面では、債権者の権利実現のため、債務者の給与債権の差押えを実質的に可能とする必要性が特に高いとの指摘もあった。これに加えて、現行の民事執行法においては、養育費その他の扶養義務等に係る債権が、債権者の生計維持に不可欠なものであるという点に加えて、債務者の給料その他継続的給付に係る債権は、扶養義務等に係る債権の引当財産となる蓋然性が高いという点に着目して、強制執行の特例（同法第151条の2等）を設けているが、この規定をより実質的に機能させるためには、債権者が債務者の勤務先をより確実に把握することができるような環境を整備する必要性が特に高いとの指摘があり得る。

また、養育費その他の扶養義務等に係る債権と同様に、近年その履行確保の必要性が特に高いと認識されているものとしては、犯罪被害者等の保護の観点から、人の生命・身体の侵害による損害賠償請求権が指摘されている。すなわち、このような損害賠償請求権が発生する場面における債務者（加害者）は、通常、個人であることが多く、その重要な財産が給与債権のみである場合が少なくないため、この損害賠償請求権の履行を確保するためには、債務者（加害者）の勤務先に関する情報を確実に把握することが不可欠であるとの指摘があり得る。また、生命や身体に深刻な被害を受けた債権者については、肉体的にも精神的にも通常の生活を送ることが困難な状況に陥るなどの理由により、自ら債務者（加害者）の財産に関する情報を積極的に収集することを期待することができない場面が少なくなく、養育費その他の扶養義務等に係る債権の債権者と同様、債権者が債務者の勤務先をより確実に把握することができるような環境を整備する必要性が特に高いとの指摘もあり得る。

ウ そこで、本文(3)アでは、公的機関から債務者の給与債権（勤務先）に関する情報を取得する手続の申立てをすることができる者の範囲については、執行力のある債務名義の正本を有する民事執行法第151条の2第1項各号に掲げる義務に係る請求権又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権の債権者に限定するものとする考え方を提示している。

3 手続の概要

(1) 管轄（本文(4)ア）

部会資料第17-1の本文2(3)アでは、金融機関等から情報を取得する手続

の管轄については、第一次的には、金融機関等から情報を取得する手続については、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄するものとすることを提案している。これは、部会のこれまでの議論において、金融機関等から情報を取得する手続に係る事件の記録中の金融機関等の回答に関する部分についての閲覧等の請求（民事執行法第17条）の便宜を考慮すれば、金融機関等からの回答を債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所に集約するのが良いとの指摘があったことを踏まえたものである。

このような情報の集約の必要性は、公的機関から情報を取得する手続においても当てはまると思われる。そこで、本文(4)アでは、公的機関から情報を取得する手続については、第一次的には、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄するものとすることを提案するとともに、債務者の普通裁判籍がない場合に、第三者から情報を取得する手続を利用することができなくなるのは不都合であることを踏まえ、債務者の普通裁判籍がないときには、補充的に、公的機関の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄するものとすることを提案している。

(2) 不服申立て等に関する規律（本文(4)イ）

ア 申立てを却下する決定に対する不服申立ての可否

本文(4)イでは、公的機関から情報を取得する手続の申立てについての裁判に対する不服申立て（執行抗告）の規定を設けるものとすることを提案している。

この裁判のうち、申立てを却下する決定に対しては、金融機関等から情報を取得する手続と同様に（部会資料17-1の本文2(3)イ参照）、申立人が執行抗告をすることができるものとするとの考え方があり得る。この手続の申立てが却下された場合には、債権者は強制執行の準備のための必要な情報を取得することができないという不利益を被ることとなるため、上級審による審査を受ける機会を保障する必要があると考えられるからである。

イ 情報提供を命ずる決定に対する不服申立てに関する規律

(ア) 前提（金融機関等から情報を取得する場面との違い）

部会資料17-1の本文2(3)イでは、金融機関等に対して情報提供を命ずる決定に対して、債務者や金融機関等が執行抗告をすることができるものとはしていない。これは、①金融機関等に対して情報提供を命ずる決定がされた場面においては、債務者の財産隠しを防止するため、この決定が債務者に告知される前であっても金融機関等が情報提供を行うものとする考え方によれば、基本的には、債務者がこの決定に対する不服申立てをすることができないこととなると考えられることに加え、②この手続により金融機関等が回答すべき情報には、基本的には、当該金融機関等においてこれを秘匿する固有の利益がある事実が含まれているわけではないとの指

摘等を踏まえたものである。

しかし、これらは、いずれも、この手続において開示される情報が預貯金債権等であるという特徴に着目したものであるため、公的機関から情報を取得する手続に当然に当てはまるものではない。

(イ) 債務者からの不服申立ての可否

公的機関に情報提供を命ずる決定に対する債務者からの執行抗告の可否については、まず、公的機関から情報を取得する要件を財産開示手続の実施要件と基本的に同様のものとした上で（本文(2)ア及びイ並びに(3)ア参照）、財産開示手続を前置するのであれば、債務者は既に実施された財産開示手続においてその要件の有無等に関する反論をすることができたはずであるから、公的機関から情報を取得する手続の中で債務者に対して重ねて反論の機会を与える必要は乏しいとの指摘があり得る。このような指摘を踏まえれば、公的機関に情報提供を命ずる決定に対しては、債務者が執行抗告をすることができないものとする考え方があり得る（注8）。

他方で、公的機関から情報を取得する手続の実施要件を、財産開示手続の実施要件と基本的に同様のものとし、財産開示手続を前置するものとしても、その要件判断の時点が異なるのであるから、公的機関から情報を取得する手続の中で、債務者に改めて反論の機会を与える必要があるのではないかとの指摘もあり得る。例えば、民事執行法第197条第1項第2号の要件の疎明があったとして財産開示手続の実施決定がされた事案であっても、その後、財産開示期日において債務者がその財産に関する情報を開示したことにより、債権者に知れている財産に対する強制執行を実施すれば申立人の債権の完全な弁済を得ることができるようになるといった場面があり得る。この場面に対応するためには、公的機関に情報提供を命ずる決定に対して、債務者が執行抗告によりその情報取得の要件に関する反論をすることができるようしておく必要がある、かつ、この反論の機会を実質的に保障するためには、公的機関に情報提供を命ずる決定を予め債務者にも告知するものとした上で、この決定は確定しなければその効力を生じないものとする必要があるとの考え方があり得る。

また、先に実施された財産開示期日の後に、債務者からの弁済等により債務名義上の債権が消滅したという事案も想定され得る。この場面において、債権者が不当に（本来であれば債務名義上の債権が存在しないにもかかわらず）公的機関から情報を取得することを阻止するためには、債務者が請求異議の訴え（民事執行法第35条第1項）と共に執行停止の裁判（同第36条第1項）の申立てをし、これにより得られた執行停止文書（同法第39条、第40条）を提出することができるよう仕組みが必要であると考えられる。

以上を踏まえ、公的機関に情報提供を命ずる決定に対する債務者からの不服申立て等の可否及び手続について、どのような規律を設けるべきであるか。

(ウ) 公的機関からの執行抗告の可否

公的機関の保有する個人情報の保護や職員の守秘義務に関する規律は、主として、私人の秘密を守ることを目的とするものであって、必ずしも当該公的機関の固有の利益を保護しようとするものではない。そのため、仮に、公的機関から情報を取得するための要件や手続を適切に定めることによって、個人情報保護の必要性等との関係を十分に整理することができるのであれば、公的機関に情報提供を命ずる決定に対して公的機関からの不服申立てを認める実質的な利益があるとはいえないのではないかと考える方があり得る。

他方で、例えば、市町村が地方税の賦課徴収等のために保有している私人の秘密に関しては、これがみだりに外部に提供されてしまうとすれば当該私人の権利利益が侵害されることとなるおそれのほか、税務当局が私人（納税者や給与支払者等）の自発的な協力により税務に関する情報を円滑に収集しようとするという現状の制度運用を維持することができなくなるおそれがあるとの指摘があり得る。この指摘によれば、公的機関に対する情報提供命令の発令が違法又は不当に発令されてしまった場面においては、当該公的機関の公務の遂行に著しい支障を生ずる可能性があり得ることを踏まえ、公的機関からの不服申立ての機会を実質的に保障する必要があるのではないかと考える方があり得る。そして、その不服申立ての方法については、例えば、仮に債務者がこの決定に対して執行抗告をすることができるものとする考え方を採用するのであれば（前記(イ)参照）、公的機関も、同様に、この決定に対して執行抗告をすることができるようにするものとするとの考え方があり得る。

これらを踏まえ、公的機関に情報提供を命ずる決定に対する当該公的機関からの不服申立ての可否及び手続について、どのように考えるか。

4 回答の送付先等

(1) 回答の送付先（本文(5)ア）

本文(4)アは、基本的に試案第1の2(4)前段と同様に、この手続における回答の送付先について、この手続により情報提供を命じられた公的機関が、執行裁判所に対して回答をするものとするを提案するものである。

(2) 債権者が回答内容を確認するための手続（本文(5)イ）

公的機関から情報を取得する手続における回答の送付先を執行裁判所とした場合において、申立人（債権者）がその回答内容を確認する方法としては、例えば、回答書の送付を受けた執行裁判所が申立人に対して回答があった旨

の通知をするものとした上で、申立人が記録の閲覧等（民事執行法第17条）をするという手続の流れを想定することが考えられる。

ところで、部会資料17-1では、金融機関等からの情報取得の場面については、執行裁判所が、金融機関等から回答書を受領した後に、その回答書の写しを申立人に送付するものとする規律を設けることを提案した上で、このような規律を設けた場合であっても、運用上の工夫により、情報提供を命じられた金融機関等の協力が得られる限りにおいて、当該金融機関等が執行裁判所に対して回答書を送付するとともに、申立人に対しても同内容の回答書を送付することも許容され得る（その場合には裁判所からの回答書の写しの送付は不要となる）との考え方を提示した。

そこで、公的機関から送付された回答を債権者が確認するための手続についても、差し当たり、金融機関等から情報を取得する手続と同様の規律・運用を採用することが考えられるが、どのように考えるか。

(3) 債務者が回答内容を確認するための手続（本文(5)イ）

部会資料17-1では、金融機関等から送付された回答を債務者が確認するための手続として、執行裁判所が申立人のほか、債務者にも回答書の写しを送付しなければならないものとする考え方を提案しているが、第17回会議において、このような考え方と異なり、回答書の送付を受けた執行裁判所が債務者に対して回答があった旨の通知をするものとした上で、債務者が記録の閲覧等（民事執行法第17条）をするという手続の流れを想定する考え方があり得るとの指摘があった。このような指摘の根拠としては、債務者は、当該回答をした金融機関に対する自らの預貯金債権等の有無や内容を知っているはずであるから、この手続の中で回答内容そのものを改めて確認する必要はなく、単に回答があった旨を確認できれば足りるとの指摘があり得る。

このような考え方の対立は、公的機関から情報を取得する手続においてもあり得ると考えられるが、債務者が回答内容を確認するための手続について、どのように考えるか。

(4) 閲覧等の請求をすることができる者の範囲（本文(5)ウ及びエ）

本文(4)ウ及びエは、試案第1の2(4)後段と同様に、公的機関からの回答についての閲覧等の請求（民事執行法第17条）は、申立人、債務者、当該公的機関のほか、この手続の申立てに必要とされる債務名義を有する他の債権者等に限る、することができるものとすることを提案している。

5 費用の負担（本文(6)）

本文(6)は、現行の財産開示手続と同様に、公的機関から情報を取得する手続の「費用で必要なもの」については、民事執行法第42条の規定を準用することで、債務者の負担とすることを提案するものである。公的機関から情報を取得する手続は、現行の財産開示手続や金融機関等から情報を取得する手続と同様に、債権

者が、債務者からの任意の支払を受けられないために、強制執行の申立てをする準備として、債務者財産に関する情報を取得しようとするものであるから、そのために要した費用は、債務者が負担するのが適当であると考えられるからである。

6 情報の保護（本文(7)）

本文(7)は、試案の第1の2(6)と同様に、公的機関から情報を取得する手続により債務者財産に関する情報を取得した申立人等が、当該情報を、当該債務者に対する債権をその本旨に従って行使する目的以外の目的に利用し、又は提供してはならないものとするとともに（本文(7)ア）、この規律の違反に対する罰則を設けること（同イ）を提案している。

このうちの本文(7)イは、情報の目的外利用に対する罰則を定めるものとしているが、その罰則の具体的な内容としては、現行の財産開示手続に関する規定（民事執行法第206条第2項）を参考として定めることが考えられる。

（注1） 採石権は、採石法第4条3項により、物権とされ、地上権に関する規定が準用されるとされているから、採石権に対する強制執行は、同項により準用される民事執行法第43条第2項により、不動産に対する強制執行により行われる。

（注2） 地方税法第22条の守秘義務の対象となっている情報の開示が法令の規定により求められた場合の取扱いについては、一般に、「事案の重要性や緊急性、代替的手段の有無、全体としての法秩序の維持の必要性等を総合的に勘案し、保護法益間の比較衡量を慎重に行ったうえで、情報提供が必要と認められる場合について、必要な範囲内で情報提供に応じるのが適当である」と解されている。

（注3） 国家公務員共済組合は、短期給付及び福祉事業の実施主体であり、①衆議院共済組合、②参議院共済組合、③内閣共済組合、④総務省共済組合、⑤法務省共済組合、⑥外務省共済組合、⑦財務省共済組合、⑧文部科学省共済組合、⑨厚生労働省共済組合、⑩農林水産省共済組合、⑪経済産業省共済組合、⑫国土交通省共済組合、⑬裁判所共済組合、⑭会計検査院共済組合、⑮防衛省共済組合、⑯刑務共済組合、⑰厚生労働省第二共済組合、⑱林野庁共済組合、⑲日本郵政共済組合、⑳国家公務員共済組合連合会職員共済組合がある。国家公務員共済組合連合会は、これらの組合によって組織されており、長期給付及び福祉事業をこれらの組合と共同で実施している。

（注4） 地方公務員共済組合（括弧内はその主な組合員）としては、①地方職員共済組合（各道府県の職員（ただし②、③の職員を除く）等）、②公立学校共済組合（公立学校の職員等）、③警察共済組合（警察職員）、④都職員共済組合（都及び特別区の職員（ただし②、③の職員を除く））、⑤指定都市職員共済組合である10個の組合（政令指定都市ごとにその市の職員（ただし②の職員を除く））、⑥市町村職員共済組合である47個の組合（都道府県ごとにその区域内の全市町村の職員（ただし②、⑤、⑦の職員を除く））、⑦都市職員共済組合である3個の組合（それぞ

れ北海道都市、仙台市、愛知県都市の職員（ただし②の職員を除く））がある。

（注５） 全国市町村職員共済組合連合会は、前記注４のうち⑤指定都市職員共済組合、⑥市町村職員共済組合、⑦都市職員共済組合によって組織されている。

（注６） 地方公務員共済組合連合会は、前記注４に掲げる①から⑦までの地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会によって組織されている。

（注７） 例えば、国家公務員共済組合の１つである法務省共済組合は、当該組合の組合員（法務省職員等）に関する情報を保有していると考えられるものの、他の実施機関に属する者（例えば他省庁の職員、地方公務員や民間サラリーマン等）の勤務先に関する情報は保有していないと考えられる。また、給与所得者であっても、厚生年金保険に加入していない者に関する情報は、いずれの実施機関も保有していないと考えられる。

（注８） 公的機関に情報提供を命ずる決定に対して、債務者が執行抗告をすることができないものとする考え方によれば、公的機関に情報提供を命ずる決定は、基本的には公的機関のみに告知すれば足り、必ずしも債務者に対して告知する必要はないとの考え方があり得る。